

群馬県心身障害者福祉センター

当センターは、原則として18歳以上の身体に障害のある方、知的に障害のある方を対象に、相談や判定を行っています。

所在地 〒371-0843 群馬県前橋市新前橋町 13-12

(群馬県社会福祉総合センター 2 階)

電話 027-254-1010 **ファクス** 027-254-2299

身体障害係

身体に障害のある方の社会参加と自立を図るため、専門的な相談、補装具や自立支援医療の判定を行っています。

■ **相談・判定日** (予約の窓口はお住いの市町村です。相談・判定に関する費用は無料です。)

相談・判定		受付時間(土・日・祝日・年末年始を除く)		
一般相談		月～金曜日	9:00～17:00	随時
医学的判定	整形外科	毎月第1・2・3・4火曜日	10:00～12:00	予約制
		毎月第3木曜日	13:00～15:00	
		毎月第1・2・4木曜日	15:00～17:00	
	眼科	毎月第3木曜日	13:00～15:00	
	耳鼻科	毎月第1・2・4木曜日	13:00～15:00	
		毎月第3水曜日	9:30～11:30	
	内科	毎週水曜日	11:00～13:00	

※都合により変更になることがあります。

～市町村と連携して以下の事業を実施しています～

◆ 巡回相談等

遠隔地にお住まいの方のために、巡回相談(整形外科)や在宅重度身体障害者訪問診査を行っています。

◆ 地域リハビリテーション事業

在宅生活相談

家庭を訪問し、介護方法・福祉機器の利用・住宅の改造等の相談に応じます。

◆ 身体障害者手帳交付事務

身体障害者手帳の交付を行っています(前橋市・高崎市を除く)。

知的障害係

知的に障害のある方の社会参加と自立を図るため、専門的な相談、療育手帳に係る判定等を行っています。

■ 相談・判定日（予約の窓口はお住いの市町村です。相談・判定に関する費用は無料です。）

相談・判定	受付時間(土・日・祝日・年末年始を除く)		
一般相談	月～金曜日	9:00～17:00	随時
心理学的・職能的判定	毎週木曜日	10:00～15:00	予約制
医学的判定	毎月2回（水曜日）		
（精神科）	毎月第1・2・4金曜日 毎月1回（火曜日）		

※都合により変更になることがあります。

～市町村等と連携して以下の事業を実施しています～

◆ 巡回相談等

遠隔地にお住まいの方のために、巡回相談や在宅訪問診査を行っています。

◆ 日常生活における相談

施設・事業所等の生活場面における困りごとについて、相談に応じます。（行動障害を呈する知的障害者について、その行動の背景や障害特性を見立て、支援に活かせるよう施設等の職員に助言する「スーパーバイズ事業（事例検討会）」も行っています。）

◆ 療育手帳交付事務

療育手帳の交付を行っています。

アクセス

○JR 利用
新前橋駅
（エレベータ・エスカレータあり）
東口徒歩 5 分

○バス利用
バス停「滝川橋」 徒歩 1 分
（群馬中央バス、永井バス）

バス停
「社会福祉総合センター前」
徒歩 1 分（日本中央バス）

○自動車
前橋インターチェンジから 3km
※構内駐車場 114 台
※重度障害者の方は、あらかじめ市町村にお申し込みください。

